

政令 No.283/2026/ND-CP

2026 年 7 月 15 日、ベトナム政府は、労務、社会保険および契約に基づき海外で就労するベトナム人労働者に関する行政違反の処罰を規定する政令 No.12/2022/ND-CP に代わる政令 No.283/2026/ND-CP を公布した。

施行日 2026 年 9 月 10 日

政令 No.283/2026/ND-CP は 2026 年 9 月 10 日より施行される。これに伴い、政令 No.12/2022/ND-CP と比較して、行政違反行為および罰則に関する主な変更点は以下の通りである。

No.	内容	政令 No.283/2026/ND-CP (新)	政令 No.12/2022/ND-CP (旧)
	注意	下記に記載の罰則額は個人に対するものである。組織に対する罰金額は、個人に対する罰金額の 2 倍とする。ただし、第 42 条第 3 項に規定する場合を除く。 (第 7 条 1 項)	下記に記載の罰則額は個人に対するものである。組織に対する罰金額は、個人に対する罰金額の 2 倍とする。 (第 6 条 1 項)
1	【改正】 複数回の違反に対する処罰原則に関する規定の改正	組織・個人が複数回の行政違反を行った場合、 <u>各違反行為についてそれぞれ処罰</u> される。ただし、異なる時点で行われた各違反行為がまだ処理されておらず、処理時効も満了していない場合は、1 つの違反行為としてのみ処罰され、同時に複数回の行政違反という加重事由が適用される。 (第 7 条 4 項)	複数回の行政違反行為は、行政処罰を検討する際の加重事由とみなされる。 (第 6 条 4 項)
2	【補則】 外国人労働者がベトナムで就労する際の通知義務に対する処罰規定の補則	- 労働許可書の免除証明書を取得する対象外である外国人労働者について、規定に従った通知を行わない、期限内に通知を行わない、または通知内容が不十分である場合。 - 労働許可書／労働許可書の免除証明書を取得した外国人労働者が、当該使用者の下で複数の中央直轄省・市にわたって就労を希望する場合において、規定に従った通知を行わない、期限内に通知を行	規定なし

HA NOI HEAD OFFICE

8F, Vinafor Building, 127 Lo Duc, Hai Ba Trung, Hanoi
Tel: +(84)24 - 39 765 761
Fax: +(84)24 - 39 765 762

YOKOHAMA BRANCH

6F, Yokohama World Porters, 2-2-1 Shinko Nakaku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken, Japan

DANANG OFFICE

Zone G, 5F, Danang Software Park, 02 Quang Trung, Hai Chau Dist., Danang
Tel: +(84)236 - 3 898 325
Fax: +(84)236 - 3 898 326

HO CHI MINH OFFICE

5F, SFC Building, 09 Dinh Tien Hoang, Saigon Ward, Ho Chi Minh
Tel: +(84)28 - 71 088 468

No.	内容	政令 No.283/2026/ND-CP (新)	政令 No.12/2022/ND-CP (旧)
		わない、または通知内容が不十分である場合。 罰金額：100 万 VND～300 万 VND (第 13 条 1 項)	
3	【補則】 労働許可書／労働許可書の免除証明書の回収・返納義務違反行為に対する処罰規定の補則	- 労働許可書／労働許可書の免除証明書を回収しない、または規定の期限内に回収せず、回収に関する報告書を添付して発給権限機関に返納しない場合。 - 労働許可書／労働許可書の免除証明書が回収対象となる場合において、規定に従って返納しない場合。 - 罰金額：違反した労働者 1 人につき 500 万 VND～1,000 万 VND (上限 7,500 万 VND) (第 13 条 2 項)	規定なし
4	【補則】 労働許可書／労働許可書の免除証明書の取得・再取得・更新の申請書類に関する違反行為の罰則規定の補則	- 外国人労働者に係る労働許可書、労働許可書の免除証明書の取得・再取得・更新の申請書類において文書・資料を訂正・改ざんしたが、刑事責任を追及するまでには至らない場合。 - 労働許可書、労働許可書の免除証明書の取得・再取得・更新の申請書類において偽造された書類・資料を使用した、が、刑事責任を追及されない場合。 - 罰金額：4,000 万 VND～6,000 万 VND (第 13 条 4 項)	規定なし
5	【改正】 労働組合費の未納・不足納付に対する処罰対象となる期限に関する規定の改正	規定の労働組合費納付期限満了日から <u>60 日以内</u>に、規定の納付額／納付対象人数に従った金額を納付しない、または納付額が不足している場合。 (第 42 条 1 項)	納付遅延とみなされる期限、納付額が不適正な期限、対象人数不足に関する期限の規定なし。 (第 38 条)
6	【補則】 労働組合費を使用しない、または規定された任	罰金額：1,000 万 VND～2,000 万 VND (第 42 条 3 項)	規定なし

HA NOI HEAD OFFICE

8F, Vinafor Building, 127 Lo Duc, Hai Ba Trung, Hanoi
Tel: +(84)24 - 39 765 761
Fax: +(84)24 - 39 765 762

YOKOHAMA BRANCH

6F, Yokohama World Porters, 2-2-1 Shinko Nakaku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken, Japan

DANANG OFFICE

Zone G, 5F, Danang Software Park, 02 Quang Trung, Hai Chau Dist., Danang
Tel: +(84)236 - 3 898 325
Fax: +(84)236 - 3 898 326

HO CHI MINH OFFICE

5F, SFC Building, 09 Dinh Tien Hoang, Saigon Ward, Ho Chi Minh
Tel: +(84)28 - 71 088 468

No.	内容	政令 No.283/2026/ND-CP (新)	政令 No.12/2022/ND-CP (旧)
	務以外の目的に使用する行為に対する処罰の補則		
7	【補則】 労働組合の構成員に対する年次定期財務公開を行わない行為に対する処罰の補則	罰金額：1,000 万 VND～2,000 万 VND (第 42 条 3 項)	規定なし
8	【補則】 社会保険、失業保険の納付遅延に対する処罰に関する新規定の補則	- 行政違反記録の作成時点における違反金額が 40 万 VND 未満の場合は、警告処分とする。規定の社会保険・失業保険の納付期限までに、納付すべき社会保険料・失業保険料を納付していない、または納付額が不足している場合。 - 規定の社会保険・失業保険納付最終期限から 60 日経過後も、登録した社会保険料・失業保険料を納付していない、または納付額が不足しているものの、納付逃れとはみなされない場合。 (第 43 条 1 項および第 45 条 1 項)	規定なし
9	【改正】 労働者の保険加入申告に関する違反行為の罰則額の改正	- 規定の期限から 60 日以内に、社会保険加入対象者について申告しない、または申告人数が不足している場合。 - 規定の期限満了から 60 日経過後も、社会保険加入対象者について申告しない、または申告人数が不足しているものの、保険料納付逃れとはみなされない場合。 - 罰金額：違反労働者数に応じて 500 万 VND～7,500 万 VND (第 43 条 2 項)	- 社会保険加入対象者について未申告または申告人数不足とみなされる期限に関する規定なし。 - 強制社会保険・失業保険の加入対象者数が不足しているものの納付逃れに該当しない場合、納付すべき総額の 12%～15% (上限 7,500 万ドン) の罰金。 (第 39 条 5 項 c)
10	【改正】 社会保険料納付逃れ行為に対する罰則額の改正	規定の期限満了から 60 日経過後も、強制社会保険加入対象者について申告しない、または申告人数が不足している場合。	強制社会保険・失業保険の納付を逃れたものの刑事責任を追及するまでには至らない使用者に対し、5,000 万～7,500 万ドンの罰金。 (第 39 条 第 7 項)

HA NOI HEAD OFFICE

8F, Vinafor Building, 127 Lo Duc, Hai Ba Trung, Hanoi
Tel: +(84)24 – 39 765 761
Fax: +(84)24 – 39 765 762

YOKOHAMA BRANCH

6F, Yokohama World Porters, 2-2-1 Shinko Nakaku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken, Japan

DANANG OFFICE

Zone G, 5F, Danang Software Park, 02 Quang Trung, Hai Chau Dist., Danang
Tel: +(84)236 – 3 898 325
Fax: +(84)236 – 3 898 326

HO CHI MINH OFFICE

5F, SFC Building, 09 Dinh Tien Hoang, Saigon Ward, Ho Chi Minh
Tel: +(84)28 - 71 088 468

No.	内容	政令 No.283/2026/ND-CP (新)	政令 No.12/2022/ND-CP (旧)
		罰金額：違反労働者数に応じて 600 万 VND～7,500 万 VND (第 44 条 1 項)	
11	【改正】 失業保険料納付逃れ行為 に対する罰則額の改正	- 規定の期限満了から 60 日経過後も、失業保険加入対象者について申告しない、または申告人数が不足している場合。 - 罰金額：違反労働者数に応じて 100 万 VND～4,000 万 VND (第 46 条 1 項)	強制社会保険・失業保険の納付を逃れたものの刑事責任を追及するまでには至らない使用者に対し、5,000 万～7,500 万ドンの罰金。 (第 39 条第 7 項)
12	【改正】 強制社会保険・失業保険 料算定基礎賃金の過少申告行為に対する罰則額の改正	社会保険・失業保険料算定基礎賃金を規定より低く登録した行為に対し、強制社会保険料の納付逃れ総額の 18%～20%（上限 7,500 万ドン）の罰金。 (第 44 条 2 項および第 46 条 2 項)	納付逃れに該当しないものの、社会保険・失業保険料を規定額どおりに納付しなかった行為に対し、納付すべき総額の 12%～15%（上限 7,500 万ドン）の罰金。 (第 39 条第 5 項 b 号)

以上。

HA NOI HEAD OFFICE

8F, Vinafor Building, 127 Lo Duc, Hai Ba Trung, Hanoi
Tel: +(84)24 – 39 765 761
Fax: +(84)24 – 39 765 762

YOKOHAMA BRANCH

6F, Yokohama World Porters, 2-2-1 Shinko Nakaku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken, Japan

DANANG OFFICE

Zone G, 5F, Danang Software Park, 02 Quang Trung, Hai Chau Dist., Danang
Tel: +(84)236 – 3 898 325
Fax: +(84)236 – 3 898 326

HO CHI MINH OFFICE

5F, SFC Building, 09 Dinh Tien Hoang, Saigon Ward, Ho Chi Minh
Tel: +(84)28 - 71 088 468